

令和 7 年 1 月 18 日提出

定例教育委員会會議議案

議案第 20 号・議案第 21 号

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開

会

令和7年11月18日（火） 午後1時00分

1 開　　会　　宣　　言

2 会議録署名人の指名

3 前回会議録作成の報告

4 付議する事件

事件番号	件名	頁
議案第20号	木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	1
議案第21号	市議会の議決を要する事件の議案（木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について	

5 報　　告　　事　　項

6 そ　　の　　他

7 閉　　会　　宣　　言

議案第 20 号

木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 18 日

木更津市教育委員会教育長 廣部 昌弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 1 号）の一部を
次のように改正する。

第 12 条の表中「木更津市朝日三丁目 10 番 19 号」を「木更津市朝日三丁目 8 番 1 号」に改
める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

提案理由

木更津市朝日庁舎の移転に伴い、木更津市教育委員会事務局の位置を変更するため、関係条文
の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則

新	日								
<p>木更津市教育委員会組織及び運営規則 昭和61年 3月31日 教育委員会規則第1号 (事務局の名称及び位置)</p> <p>第12条 法第17条第1項の規定により設置された教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市教育委員会事務局</td> <td>木更津市朝日三丁目8番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	木更津市教育委員会事務局	木更津市朝日三丁目8番1号	<p>木更津市教育委員会組織及び運営規則 昭和61年 3月31日 教育委員会規則第1号 (事務局の名称及び位置)</p> <p>第12条 法第17条第1項の規定により設置された教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市教育委員会事務局</td> <td>木更津市朝日三丁目10番19号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	木更津市教育委員会事務局	木更津市朝日三丁目10番19号
名称	位置								
木更津市教育委員会事務局	木更津市朝日三丁目8番1号								
名称	位置								
木更津市教育委員会事務局	木更津市朝日三丁目10番19号								